

社団法人 千葉県サッカー協会

定 款

社団法人 千葉県サッカー協会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人千葉県サッカー協会(英文名 Chiba Football Association 略称「CFA」)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を千葉県千葉市中央区中央三丁目9番16号に置く。

(目的)

第3条 本協会は、千葉県においてサッカーの普及・発展、競技力の向上に関する事業を行い、もって千葉県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーの普及・発展に関すること
- (2) サッカーの競技力向上のための選手の育成に関すること
- (3) サッカーの指導者育成・養成に関すること
- (4) サッカーの審判育成・養成に関すること
- (5) 各種サッカー大会の開催に関すること
- (6) サッカーに関する調査・研究に関すること
- (7) 記録の作成・保存及び広報活動に関すること
- (8) サッカーを通じた地域交流事業に関すること
- (9) サッカーを通じた国際文化交流に関すること
- (10) スポーツ関係機関との連携協力に関すること
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

第3号の正賛助会員のうち、総会において別に定めるところによりサークルメンバーの推薦を受けて、正会員として入会した個人

(2) 特別会員

学識経験者及び郡市サッカー協会のうち総会において別に定めるところにより理事会の推薦を受けて、特別会員として入会した個人又は団体

(3) 正賛助会員

第12条において規定するサークルメンバー

(4) 特別賛助会員

本協会の事業を賛助するために会員として入会した個人又は団体

(5) 名誉会員

本協会の活動に特に功労のあった個人、もしくは本協会の行う事業に関し深い学識を有する個人

2 本協会の民法上の社員は、正会員及び特別会員とする。

(入会)

第6条 正賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員、特別会員並びに、特別賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員、特別会員、正賛助会員並びに、特別賛助会員として入会しようとするものは、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届けを会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 本協会の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 本協会に対して行った犯罪により刑罰を科せられたとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

### 第3章 サークルメンバー

#### (種別)

第12条 本協会のサークルメンバーは、本協会の目的に賛同し、本協会の事業に参加するために入会した次のものとする。

- (1) 第1種サークルメンバー  
年齢を制限しないサッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。
- (2) 第2種サークルメンバー  
18歳未満のサッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 第3種サークルメンバー  
15歳未満のサッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 第4種サークルメンバー  
12歳未満のサッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (5) 女子サークルメンバー  
女子サッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。
- (6) シニアサークルメンバー  
40歳以上のサッカー選手により構成されるチーム及びその構成者。
- (7) フットサルサークルメンバー  
フットサル選手により構成されるチーム及びその構成者。
- (8) 審判サークルメンバー  
サッカー、フットサルの審判員。
- (9) 指導者サークルメンバー  
サッカー、フットサルの指導者。

2 前項に定める年齢は、当該年度の4月2日現在の年齢とする。

#### (入会)

第13条 サークルメンバーとして入会しようとするものは、総会において別に定める会費をあらかじめ納入しなければならない。

#### (資格喪失)

第14条 第8条の規定により会員の資格を喪失したものは、サークルメンバーの資格を喪失する。

#### (会員の規定の準用)

第15条 サークルメンバーには、第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「サークルメンバー」と読み替えるものとする。ただし、サークルメンバーの除名は、(財)日本サッカー協会規

律・フェアプレー委員会の指導をもとに総会において議決する。

#### 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内（うち、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名及び常務理事2名以内）
- (2) 監事 2名又は3名

(選任等)

第17条 理事及び監事は、総会において社員の中からこれを選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事の構成は、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者の数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本協会の理事の親族その他特殊の関係のある者及び職員が含まれてはならない。又、監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(職務)

第18条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長の補佐をして本協会の業務を掌理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
  - (1) 本協会の財産及び会計の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会又は千葉県教育委員会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること

(任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任

期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、総会の議決を経て会長が定める。

## 第 5 章 総会

(構成)

第 22 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(招集)

第 23 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか会長は、正会員及び特別会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、その請求のあった日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも 10 日前までに、日時、場所及びその会議に付議する事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 24 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど社員の互選で定める。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員及び特別会員現在数の 2 分の 1 以上のものが出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者及び正会員又は特別会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 前項の意思表示及び委任は書面をもってしなければならない。

- 3 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員及び特別会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 27 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、書面等により会員に通知する。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員及び特別会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては名称及び出席者氏名）（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印のうえ、これを保存する。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(招集)

第 30 条 理事会は、毎年 6 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 15 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第 31 条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数等)

第 32 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上のものが出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の理事に表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 前項の意思表示及び委任は書面をもってしなければならない。
- 3 理事会には、第 28 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総

会」及び「正会員及び特別会員」とあるのは「理事会」及び「理事」と読み替える。

## 第7章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長・顧問および参与)

第33条 本協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は本協会の会長経験者のうちから、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て会長が委嘱をする。
- 3 顧問は、本協会の副会長、専務理事、常務理事、監事経験者及び本協会の活動に賛同・助言する者のうちから、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て会長が委嘱をする。
- 4 参与は、本協会の理事経験者及び学識経験者で本協会の活動に賛同・助言をする者のうちから、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て会長が委嘱をする。
- 5 名誉会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 本協会の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 本協会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 37 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て、千葉県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産、増減計算書及び貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て、資産の総額に変更が生じた場合には 1 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後 3 ヶ月以内に千葉県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 42 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 第 37 条ただし書及び前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、本協会が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会及び理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 44 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 45 条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

- 3 職員は会長が任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局に関する規定は別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第46条 本協会事務所には、民法第51条に規定するもののほか、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 資産及び負債の状況を示す書類
  - (7) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第三号及び第四号の書類は永年、第五号の書類及び帳簿は10年以上保存しなければならない。

## 第10章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会及び理事会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会の解散、総会及び理事会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第49条 本協会の解散に伴う残余財産は、総会及び理事会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県教育委員会の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第11章 補則

(委任)

第50条 この定款施行についての細則は、総会及び理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 従前の千葉県サッカー協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

3 この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとし、その任期は平成17年4月1日から平成19年3月31日までとする。

理事（会長）	倉田寛之	理事	松崎康弘
理事（副会長）	畑山 明	理事	森川嗣夫
理事（副会長）	青木克己	理事	片岡道夫
理事（副会長）	千葉滋胤	理事	湯田一弘
理事（専務理事）	中臺由紀夫	理事	藤原明夫
理事（常務理事）	大野辰巳	理事	藤田雅文
理事（常務理事）	川崎浩祐	理事	根本晃男
理事	山口次男	理事	鈴木雄二
理事	福永廣幸	理事	平山博光
理事	高橋健志	理事	菅又哲男
理事	稲田時男	理事	星野伊久雄
理事	山田勢二	理事	野口英雄
理事	高橋雄次	理事	松戸敏雄
理事	秋田信也	理事	嶋村清一
理事	矢後和夫	理事	中西聡太
監事	志村忠広		
監事	浪越信夫		